

○新潟県中東福祉事務組合当直（日直、宿直）勤務心得

昭和 54 年組合訓令第 1 号

1 就業時間

(1) 日曜、祭日の日直業務

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(2) 宿直業務

午後 5 時 10 分から翌日の午前 8 時 35 分まで

2 当直員はその任務を遂行するため、次のことを承知しておかなければならない。

(1) 電灯、電力線の配線概要と点滅器、開閉器等の所在場所と操作方法及び警報機の操作等に関すること。

(2) 暖房器、湯わかし器及びボイラー等の操作に関すること。

3 その他の事項

(1) 当直員の定位置は、平常日の就業時間内にあっては自己席、執務時間外にあっては随意の場所とするが、未退園者の確認、電話の傍受が直ちにできる場所にしなければならない。

(2) 就業時間中に受けた連絡事項等は、確実に次の当直者又は関係者に引継がなければならない。